

# 東日本大震災に係る被災住宅用地申告書

年 月 日

富谷市長 若生 裕俊 あて

(申告者) 住所又は所在地 〒

氏名又は名称

ツカガナ

個人番号及び  
法人番号

\_\_\_\_\_

電話 ( )

富谷市税条例附則第22条の規定に基づき下記のとおり申告します。

(「被災住宅用地」とは、東日本大震災により滅失・損壊した住宅の敷地で、平成23年度の固定資産税において住宅用地の課税標準の特例の適用のあった土地をいいます。)

平成23年度の納税義務者  <b>申告者同一の場合は記入不要です。</b>  (原則として、平成23年1月1日の登記簿上の所有者です。)	住所			
	ツカガナ			
	氏名			
	通知書番号			
	納税義務者と申告者の関係	<input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 三親等内の親族 <input type="checkbox"/> 合併・分割により被災住宅用地を承継した法人 <input type="checkbox"/> 平成23年1月2日から同年3月10日までに被災住宅用地を取得した者 (A) <input type="checkbox"/> その他 上記 (A) の相続人 <input type="checkbox"/> その他 上記 (A) の三親等内の親族		
	所有権移転月日	年	月	日
	所有権移転原因	<input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
被災住宅用地の所在地及び地積	所在地	富谷市	. m <sup>2</sup>	
	所在地	富谷市	. m <sup>2</sup>	
共有物である場合の持分割合	分の			
滅失又は損壊した家屋	納税義務者			
	所在地			
	家屋番号	用途・構造		
	り災証明の判定	全壊 (全焼) ・ 大規模半壊 ・ 半壊 (半焼)		
家屋が滅失・損壊した原因となった災害	東日本大震災			
住宅用地として使用することのできない理由	<input type="checkbox"/> 経済的事情により、住宅再建に時間がかかる <input type="checkbox"/> がれき等の処理に時間がかかり、物理的に使用できない <input type="checkbox"/> 権利関係の調整に時間がかかる <input type="checkbox"/> その他 ( )			
備考				

裏面に続きます

- ・ この申告書は、住宅用地の特例を受けていた土地が東日本大震災の影響により家屋が滅失・損壊し、やむを得ない事情により住宅用地として使用できない場合に、平成24年度から令和8年度分の固定資産税について、住宅用地の特例の適用を受けようとするためのものです。
- ・ 申告者が平成23年度の納税義務者と異なる場合は、申告者との関係、所有権移転年月日及び所有権移転原因を記入してください。

## 添付資料

- 被災住宅用地に平成23年3月11日に存していた住宅のり災証明書（半壊、半焼以上の判定のあったもの。写し可。）。
- 申告者が納税義務者と異なる場合には下記の書類も併せて提出してください。
  - ・ 申告者が納税義務者の相続人の場合、相続登記が済んでいる場合は、被災住宅用地の登記事項証明書
  - ・ 申告者が納税義務者の相続人の場合、相続登記がなされていない場合は、その旨の申出書
  - ・ 申告者が納税義務者の三親等内の親族である場合、同一世帯の場合は、住民票の写し（記載省略のないもの）、それ以外の場合は、三親等内であることを証する書類（戸籍謄本、戸籍の全部事項証明書等）
  - ・ 平成23年度の被災住宅用地の所有者である法人に合併・分割があった場合、その法人との関係を証する法人登記簿の登記事項証明書
  - ・ 平成23年1月2日から同年3月10日までに被災住宅用地を取得した者の場合、その間に取得したことを証する書類（被災住宅用地の登記事項証明書）
  - ・ 上記の者からの相続人の場合、相続登記が済んでいる場合は、被災住宅用地の登記事項証明書